

オンライン決済支援サービス利用規約

目次	ページ
第1章 総則.....	3
第1条 (規約の適用)	3
第2条 (規約の変更)	3
第3条 (用語の定義)	3
第2章 利用契約.....	4
第4条 (利用契約の申込)	4
第5条 (利用契約の成立)	5
第6条 (本サービスの開始)	5
第7条 (決済会社等)	5
第8条 (商品等)	6
第9条 (商品等の告知)	6
第10条 (加盟店の義務)	7
第11条 (利用者との紛議への対応)	8
第3章 本サービスの内容.....	8
第12条 (本サービスの内容)	8
第13条 (対価)	9
第14条 (第三者委託)	9
第15条 (通信及び通信費)	9
第16条 (決済システムの中断及び停止)	10
第17条 (決済システムの障害対応)	10
第18条 (過去データの保持)	10
第19条 (免責及び非保証)	10
第20条 (差押等の場合の処理)	11
第21条 (届出事項の変更)	11
第4章 決済支援.....	11
第22条 (決済支援)	11
第23条 (売上承認)	11
第24条 (商品等代金の報告)	12
第25条 (商品等代金の支払いの取消及び返金等)	12
第26条 (収納代行)	12
第27条 (収納金額の引渡し)	12
第5章 不正配送先情報サービス.....	12
第28条 (不正配送先情報サービスの目的)	12
第29条 (申込、承諾)	12
第30条 (申込の拒絶)	13
第31条 (不正配送先情報サービスの適用範囲)	13
第32条 (遵守事項)	13
第33条 (責任制限)	14
第34条 (不正配送先情報サービスの利用の中止)	14
第35条 (不正配送先情報サービスの利用の停止)	14

第 36 条	(不正配送先情報サービスの変更又は廃止)	14
第 37 条	(不正配送先情報サービスの解約)	14
第 6 章	一般条項	15
第 38 条	(秘密保持)	15
第 39 条	(個人情報の保護)	15
第 40 条	(加盟店情報の取得・保有・利用)	16
第 41 条	(クレジットカード番号等の取扱いについて)	16
第 42 条	(遅延損害金)	17
第 43 条	(地位の譲渡等の禁止)	17
第 44 条	(有効期間)	17
第 45 条	(契約解除)	18
第 46 条	(反社会的勢力の排除)	18
第 47 条	(損害賠償)	19
第 48 条	(契約終了後の措置及び残存条項)	19
第 49 条	(電子メールによる通知)	20
第 50 条	(分離可能性)	20
第 51 条	(準拠法)	20
第 52 条	(合意管轄)	20
第 53 条	(協議解決)	20

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

1. 本規約は、SB ペイメントサービス株式会社（以下、「SBPS」といいます）が提供する、加盟店（第3条（用語の定義）第7号）がオンライン上で行う取引の決済を支援するサービスの利用に関し適用されるもので、加盟店は、本規約に従って本サービスを利用することができるものとします。
2. 加盟店によっては、本規約の他に SBPS が別途定める諸規程が適用される場合があるものとし、適用される諸規程は本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定と前項の諸規程の内容が異なる場合、当該諸規程の内容が優先して適用されるものとします。

第2条 (規約の変更)

1. SBPS は、個別に加盟店の承認を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
2. SBPS は、前項の規定により本規約の内容を変更するときは、その効力発生日を定め、かつ、事前に本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生日を SBPS 所定の方法で周知し、効力発生日に本規約は変更されるものとします。
3. SBPS は、一定の予告期間をもって SBPS が定める方法で加盟店に通知することにより、本規約を変更することができるものとします。この場合、加盟店がその通知を受けた後において本サービスを利用したときは、かかる変更について加盟店の承諾があったものとみなし、以後の取扱いなどについては、新規約が適用されるものとします。

第3条 (用語の定義)

本規約において使用する用語の意味は、別途定義されない限り、以下のとおりとします。

(1) 本サービス	加盟店が自身で導入した決済手段を用いて商品等代金の決済を行う場合において、SBPS が、加盟店が行うべき決済会社に対する売上データの伝送処理等を代行することで、加盟店の決済業務を支援するサービス
(2) 決済会社	本サービスで利用される決済手段を提供する事業者であって、加盟店自らが直接必要な契約を締結している者
(3) 決済手段	決済会社が提供する、物品の購入やサービスを利用した後の代金支払方法であって、加盟店が決済会社との契約に基づき利用が認められたもの
(4) 決済システム	本サービスにおいて使用される、インターネット又は携帯 IP 接続サービス（以下、「インターネット等」といいます）上での加盟店及び利用者間での取引代金を決済することができるよう構成された SBPS の運営するシステム
(5) 利用契約	本サービスの利用に関して、SBPS と申込者とが締結する契約
(6) 申込者	本サービスの利用を希望する、日本国内に所在地を有する法人、団体及び個人事業主
(7) 加盟店	SBPS と利用契約を締結した、日本国内に所在地を有する法人、団体及び個人事業主
(8) 加盟店サイト	加盟店が運営・管理するインターネット等上の仮想店舗
(9) 商品等	加盟店が利用者に提供する、物品、権利、役務（サービス）、ソフトウェアなど
(10) 利用者	決済会社から決済手段の利用を認められ、加盟店サイトにおいて、加盟店から通信販売によって商品等を購入しようとする個人又は法人

(11) 通信販売	加盟店サイト、広告又はカタログ等にアクセス・閲覧した利用者が、パソコン、電話等による通信の方法で加盟店に対して商品等の購入を求めた際、その対価（以下、「商品等代金」といいます）を本サービス及び決済手段を利用して支払う取引
(12) 収納代行	加盟店が SBPS の決済システムを介して決済手段を利用したことにより決済会社から支払われる商品等代金を、SBPS が加盟店のために決済会社から受領して、加盟店に引渡しを行うこと
(13) クレジットカード決済	利用者とカード発行会社との間の契約に基づき発行されたカードに記載された番号及び有効期限等を入力することにより、支払いに用いることのできる手段。なお、カードには、カード発行会社が発行するデビットカード及びプリペイトカードを含むものとします。
(14) クレジットカード番号等	割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）第 35 条の 16 第 1 項に定める「クレジットカード番号等」（クレジットカード番号、クレジットカードの有効期限、暗証番号又はセキュリティコードをいいます）
(15) 実行計画	クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画」（名称が変更された場合であっても、クレジットカード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策又はクレジットカード不正利用防止のために、加盟店が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該実行計画に相当するものを含むものとします）であって、その時々における最新のもの
(16) 加盟店ポータル	加盟店情報の参照、変更、利用契約の解約依頼、その他 SBPS 所定のサービスを利用することができるポータルサイト

第2章 利用契約

第4条 （利用契約の申込）

1. 申込者は、本規約及び SBPS が別途定める諸規程を承諾のうえ、SBPS が定める方法に従って、利用契約の申込を行うものとします。
2. 申込者は、SBPS に対して、利用契約の申込時に利用する決済会社、決済手段、通信販売の取扱対象となる商品等、その他 SBPS が定める事項を通知し、SBPS の承認を得るものとします。
3. 申込者及び加盟店は、SBPS に対し、利用契約申込日現在及び利用契約の有効期間中において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証するものとします。
 - (1) 利用契約を締結し、また本規約の規定に基づき義務を履行する完全な権利、能力を有し、利用契約上の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、SBPS が申込者及び利用者に対して強制執行可能であること。
 - (2) 利用契約を締結し、これを履行することにつき、法令及び申込者（加盟店）の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手續を履践していること。
 - (3) 利用契約が、申込者及び加盟店の代表者又は代表者から有効な委任を受けた代理人によって締結されたこと。
 - (4) 利用契約の締結及び利用契約に基づく義務の履行は、申込者及び加盟店に対して適用されるすべての法令並びに申込者及び加盟店の定款、取締役会規則その他の社内規則に違反せず、申込者及び加盟店が当事者であり、又は申込者及び利用者が拘束される契約その他の書面に違反せず、また申込者及び加盟店に適用される判決、決定又は命令に違反しないこと。
 - (5) 利用契約の締結に当たって、SBPS に提供した情報が正確であり、かつ、虚偽の内容が含まれていないこと。

- (6) 利用契約を申し込む時点において、債務超過ではなく、利用契約を締結することは、詐害行為取消権の対象とはならず、申込者及び加盟店の知りうる限り、利用契約について詐害行為取消権その他の異議を主張する第三者は存在しないこと。
4. 申込者及び加盟店は、前項の表明保証した内容が真実に反すること、若しくは反するおそれがあることが判明した場合、SBPS に対し、直ちにその旨を申告するものとします。
5. SBPS は、加盟店に対し、第 2 項により通知のあった所在地又は登録されたメールアドレス等に送付書類、電子メール等を郵送、送信した場合には、延着又は到着しなかった場合であっても、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第5条 (利用契約の成立)

1. 利用契約は、前条に定める申込に対し、SBPS が審査のうえ承諾を通知し、SBPS が定める加盟店登録手続が完了した日に、本規約を内容として成立するものとします。
2. 前項の場合において、加盟店は、SBPS が利用契約の締結又は継続にあたって条件を定めた場合、当該条件が利用契約の内容となることに承諾するものとします。なお、加盟店は、SBPS の定める条件に承諾できない場合、申し込みの撤回又は利用契約を解約することができるものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、SBPS は、利用契約の申込を承諾することが技術上又は SBPS の業務の遂行上著しい支障をきたすおそれがあると SBPS が判断した場合、利用契約の申込を承諾しないことがあるものとします。

第6条 (本サービスの開始)

1. 加盟店は、本サービスの利用開始時まで、自らの責任において、決済手段を利用するために必要な決済会社との契約を締結し、決済会社から、加盟店が取扱う商品等の内容及びその告知方法、通信販売の方法等について必要な承諾を得るものとします。
2. 加盟店は、SBPS が定める仕様書に従い、本サービスの利用開始時まで、加盟店サイト及び通信販売に使用する加盟店のコンピュータシステム、SBPS が定めるシステムへの接続等を加盟店の費用により準備するものとします。また、加盟店は、本サービスの提供を受けるために必要な通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器を、自己の費用と責任において準備、維持するものとし、SBPS が本サービスの提供条件を変更した場合も同様とするものとします。この場合において、加盟店が通信機器等を準備・維持しなかったことにより、加盟店に損害が発生したとしても、SBPS は一切の責任を負わないものとします。
3. SBPS は、加盟店に対し、所定の手順に従い開通連絡を通知するものとし、この開通連絡の日を本サービス開始日とします。

第7条 (決済会社等)

1. 加盟店は、第 4 条 (利用契約の申込) 第 2 項の承認を得た後に、決済会社又は決済手段に変更が生じる場合には、事前に変更事項を通知し、SBPS の承認を得るものとします。
2. SBPS が根拠を提示して加盟店が利用する決済手段の取扱中止を要請した場合、加盟店は、その要請に従うものとします。
3. 加盟店は、決済会社との契約を遵守するものとし、加盟店と決済会社の間が生じた紛議、トラブル等の一切は、その原因が SBPS の責めに帰すべき事由による場合を除き、加盟店の責任と負担で解決するものとします。なお、加盟店と決済会社の間が生じた紛議、トラブル等によって SBPS に損害が生じた場合には、加盟店は SBPS に対し、その損害を賠償するものとします。
4. 加盟店は、以下の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれが生じた場合は、直ちに SBPS 所定の方法によりその旨を SBPS へ通知するものとします。
 - (1) 加盟店が決済会社との契約に違反した場合。
 - (2) 加盟店が決済会社との契約における解除事由に該当した場合。
 - (3) 加盟店と決済会社との契約が終了した場合。
 - (4) 加盟店と決済会社との間の契約条件が変更された場合。

- (5) 決済会社から商品等の内容・告知方法又は通信販売の方法等について、変更又は商品の取扱の中止、その他改善の要請をされた場合。
 - (6) 加盟店と決済会社との間に紛議、トラブル等が生じた場合。
 - (7) その他、加盟店が決済手段を利用することができない事由が発生した場合。
5. SBPS は、前項の各号のいずれかに該当すること又はそのおそれが生じたことを知った場合は、SBPS の判断において、本サービスの提供の中止や加盟店への改善措置の要請等を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。この場合において、加盟店が損害を被ったとしても SBPS は、一切の損害を負担しないものとします。
6. 加盟店は、SBPS が決済会社から通信販売に関する調査を求められた場合には、加盟店に通知することなく SBPS の判断において当該通信販売に係る情報提供等を行い、決済会社の調査に協力することがあることを、予め承諾するものとします。

第8条 (商品等)

1. 加盟店は、SBPS に対し、本サービスの申込時に通信販売の取扱対象となる商品等を通知し、SBPS の承認を得るものとします。なお、SBPS の承認を得た後に商品等の内容を変更する場合、速やかに当該変更を通知し、SBPS の承認を得るものとします。
2. SBPS が根拠を提示して商品等の取扱中止を要請した場合、加盟店は、その要請に従うものとします。
3. 加盟店は、以下の商品等を本サービスにおいて取り扱うことはできないものとします。
 - (1) 公序良俗に反するもの。
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）・麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）・ワシントン条約・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）等の法令の定め違反するもの。
 - (3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権等を侵害し、又は侵害する恐れがあるもの。
 - (4) 日本ならびに外国の紙幣・貨幣、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券及び有価証券等。ただし、SBPS が個別に認めた場合はこの限りではないものとします。
 - (5) 特定の個人、団体を誹謗中傷し、又はそのおそれのあるもの。
 - (6) 偽造品、模造品、模倣品等
 - (7) 政治団体や宗教団体その他それと同視し得る団体への寄付、献金を求めるもの、又はそのおそれのあるもの。
 - (8) 犯罪的行為を助長するなど、社会的に有害であり、又はそのおそれがあるもの。
 - (9) その他、加盟店と決済会社との間の契約において取扱いが禁止されているもの。
 - (10) その他、SBPS が不相当と判断したもの。
4. 加盟店は、旅行商品・酒類・米類等の販売にあたり許可を得るべき商品等を取り扱う場合には、SBPS に対し、本サービス申込時に、これを証明する関連書類を提出するものとします。

第9条 (商品等の告知)

1. 加盟店は、加盟店の責任と負担において、商品等の告知の企画・制作を行うものとします。
2. 加盟店は、前項の告知にあたり、以下の事項を遵守するものとします。ただし、決済会社が以下とは、別段の告知方法を定める場合には、決済会社の定めを遵守するものとします。
 - (1) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）・割賦販売法（昭和 36 年法律第 159 号）・不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）・消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）等法令の定め違反しないこと。
 - (2) 利用者の判断に錯誤を与える恐れのある表示をしないこと。
 - (3) 公序良俗に反する表示をしないこと。
 - (4) 加盟店サイト及び広告等（広告等の媒体は問わないものとします）において、以下の事項について表示を行うこと。
 - ① 商品等代金及び送料
 - ② 商品等代金の支払時期及び方法

- ③ 商品等の引渡時期
 - ④ 商品等の引渡し（権利の移転）後における、返品についての特約（特約がない場合はその旨）
 - ⑤ 加盟店の名称、所在地、電話番号、電子メールアドレス
 - ⑥ 加盟店の代表者又は通信販売に関する業務の責任者の氏名
 - ⑦ 購入申込についての有効期限があるときは、その期限
 - ⑧ 商品等代金、送料等以外に利用者が負担すべき金銭があるときは、その内容及び金額
 - ⑨ 商品に隠れた瑕疵がある場合に、加盟店の責任についての定めがあるときは、その内容
 - ⑩ いわゆるソフトウェアに係る取引である場合には、そのソフトウェアの動作環境
 - ⑪ 商品等の販売数量の制限など、特別な条件があるときは、その内容
 - ⑫ 請求によりカタログなどを別途送付する場合、それが有料であるときは、その金額
 - ⑬ 特定商取引に関する法律に該当する取引の場合には、法令上必要となる記載事項
- (5) 電子メールによる商業広告を送る場合に、事前に利用者の承諾を得ること。
 - (6) 商品等代金をすべて円建てで表示すること。
 - (7) 商品等代金の支払いに使用できる決済手段及び決済会社が指定する加盟店標識を加盟店サイト上に表示すること。

第10条（加盟店の義務）

1. 加盟店は、利用契約及び決済会社の定めを遵守して、通信販売を行うものとします。
2. 加盟店は、利用者との間の商品等の取引に関し、法令を遵守し、加盟店の利用者に対する責務を履行し、かつ利用者からの質問、クレーム等に遅滞なく誠実に対応するものとします。
3. SBPS が根拠を提示して商品等の告知又は通信販売の方法の改善を要請した場合、加盟店は、その要請に従うものとします。
4. 加盟店は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - (1) 本サービスに関連して SBPS が提供したコンピュータソフトウェアのプログラム等を改造又は変更する行為
 - (2) SBPS 又は第三者の肖像権、著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - (3) 本サービスを利用することで知り得た情報を第三者へ通知若しくは漏洩する行為、又は販売する行為
 - (4) SBPS 若しくは第三者を誹謗中傷し又は名誉若しくは信用を傷つけるような行為
 - (5) 第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
 - (6) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
 - (7) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (8) 第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、又は嫌悪感を抱く内容の電子メールを送信する行為
 - (9) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待その他社会通念上不適当なもの一切に携わる行為
 - (10) その他法令に違反し又は公序良俗に反する行為
 - (11) その他決済会社との契約に違反する行為
 - (12) その他本サービスの運営を妨げるような行為
 - (13) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為
5. 加盟店は、決済会社がクレジットカード会社の場合、割賦販売法、その他関係法令、実行計画、決済会社が定める規約を遵守のうえ、クレジットカード番号等を取り扱うものとします。
6. 加盟店は、通信販売の決済手段としてクレジットカード決済を選択した場合、通信販売が成立した日に当該通信販売についての売上確定の手続きを行うものとします。なお、SBPS は、決済会社から支払われる商品等代金の受領（ただし第12条（本サービスの内容）第1項第5号の収納代行のサービスを利用する場合に限るものとします）をする場合において、加盟店が通信販売が成立した日に売上確定の手続きを行わなかった場合、決済会社の決定等を踏まえ、加盟店に対し、当該通信販売に係る売上代金を支払わない場合があるものとします。
7. 加盟店は、SBPS が加盟店に対して加盟店の事業内容・決算内容、本サービスの履行状況、その他 SBPS が必要と認めた事項に関して調査、報告、資料の提示を求めた場合は、速やかに応じるものとします。なお、

- 加盟店は、SBPS に提出した資料等が決済会社に提供される場合があることを予め承諾するものとします。
8. 加盟店は、SBPS から法令等への対応又は法令を遵守するために必要な対応を求められた場合、これに応じるものとします。この場合において、加盟店が SBPS の要請に対応しなかったことにより損害を被ったとしても、SBPS は一切責任を負わないものとします。
 9. 加盟店は、SBPS が本規約に基づく調査・対応について回答期限を定めた場合には、当該回答期限内までに回答を行うものとします。
 10. 加盟店は、行政機関等から利用契約に関し、調査又は立入検査等を求められた場合には、これに協力するものとします。

第11条 (利用者との紛議への対応)

1. 加盟店は、加盟店サイトにおいて、利用者にわかりやすい位置に利用者からの質問、クレーム等に対する窓口を設置するものとします。
2. 加盟店は、商品等の販売方法・表示等についての苦情・指摘、商品等自体についての苦情・返品・取替の請求、アフターサービス等についての苦情・指摘、契約の解除等の商品等の取引に関して、利用者又は第三者との間で何らかの紛議が生じた場合には、その理由の如何を問わず、全て加盟店の責任と負担において解決するものとします。

第3章 本サービスの内容

第12条 (本サービスの内容)

1. 本サービスは、以下の内容を有するものとします。ただし、以下のうち第5号の収納代行のサービスを利用するには、加盟店からの利用の申出に対し、SBPS が特に認めた場合に限るものとします。
 - (1) 利用者が商品等代金の支払いを指定の決済手段を用いて行う場合の、決済会社による売上承認のオンライン上の取得。
 - (2) 加盟店への前号により取得した売上承認の通知。
 - (3) 加盟店が行った売上確定手続きに基づく売上データの決済会社への伝送処理。
 - (4) 決済システムを利用して決済がなされた取引記録について、SBPS 所定の期間の保管、及び当該記録のオンラインによる常時閲覧環境の提供。
 - (5) 決済会社から支払われる商品等代金の収納代行。
 - (6) 加盟店ポータルサービスの提供
 - (7) 上記に関連又は付随する業務。
2. 加盟店は、前項第1号の売上承認が、決済手段の有効性のみ保証するものであり、当該通信販売の利用者が利用者本人であることを保証するものではないことを承諾するものとします。
3. 加盟店は、SBPS に対し、決済会社への売上承認の依頼、売上承認の取得、売上データの伝送処理、決済会社から支払われる商品等代金の受領 (ただし、第1項第5号の収納代行のサービスを利用する場合に限るものとします)、その他 SBPS が第1項各号の業務を履行するに必要となる代行権限を付与するものとします。なお、加盟店は、本項に基づき付与した代理権を撤回することはできないものとします。また、加盟店は、SBPS に授与した代理権の範囲内の行為について、SBPS が代理人として適切な行為を行わない場合等の合理的な理由がある場合を除き、本人としてかかる行為を行わないものとします。
4. 加盟店は、本サービスを利用する場合、決済会社と SBPS との間で別段の合意がなされている場合を除いて、加盟店の責任において決済会社から必要な許諾を得ていることを、SBPS に対し保証するものとします。なお、決済会社がクレジットカード会社の場合、加盟店は、決済会社からクレジットカード番号等の取扱いを SBPS に委託することについて必ず承諾を得るものとします。
5. SBPS は、前項によりクレジットカード番号等の取扱いを委託された場合、割賦販売法その他関係法令、実行計画を遵守のうえ、クレジットカード番号等を取り扱うものとし、加盟店又は決済会社から調査を求められた場合には、当該調査に協力するものとします。
6. 決済システムの基準は、以下のとおりとします。なお、SBPS は、サービスの追加又は技術の進展などのた

め、加盟店の承諾なく随時、技術仕様を変更できるものとします。

- (1) 決済システムを構成する機器（以下、「構成機器」といいます）は、電力安定供給設備・環境、耐震設備、空調管理設備、消火設備、入退館管理設備・手順を有する、SBPS の契約するデータセンター（以下、「データセンター」といいます）へ設置するものとします。
 - (2) 全ての関連機器は、二重化構成以上のシステム環境での継続運転を行うものとします。
 - (3) 決済システムは、SBPS による 24 時間 365 日のシステム監視・有人監視により、関連機器の死活状態、稼働リソース状態、動作する OS 及びソフトウェアの稼働状態を監視・点検し、障害の復旧、故障機材の交換を実施するものとします。
7. SBPS は、加盟店サイトや加盟店が提供する商品等の内容が本規約の一にでも違反している又は違反しているおそれがあると SBPS が合理的な理由に基づき判断した場合には、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。この場合において、SBPS は、加盟店に対し、損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。なお、加盟店が本規約に定める事項の一にでも違反している又は違反しているおそれがあると SBPS が合理的な理由に基づき判断した場合も同様とします。
8. 加盟店は、加盟店ポータルを利用するにあたっては、別途 SBPS が定める加盟店ポータルに関する規約を遵守するものとします。

第13条（対価）

1. 本サービス利用の対価は、下表のとおりとします（1 円未満の端数切捨、消費税別途）。また下表のほか SBPS が別途定める料金がある場合は、当該料金についても本サービス利用の対価に含まれるものとします。

(1) 初期費用	利用契約の成立日の属する月のみ発生する費用
(2) 月額固定費	別途 SBPS が定める本サービスの月額利用料 (サービス開始日又はサービス終了日が月の途中の場合でも、月額固定費の日割り計算はしないものとします)
(3) トランザクション費	売上・取消の処理件数に対し別途 SBPS が定める単価を乗じた金額
(4) 決済サービス利用料	商品等代金に対し別途 SBPS が定める割合を乗じた金額

2. SBPS は、第 24 条（商品等代金の報告）第 1 項に定める取扱期間中の本サービス利用の対価を記載した報告書の送付を行うことで、加盟店に対し対価の請求を行うものとします。
3. 加盟店は、本サービス利用の対価を第 24 条第 2 項に定める報告書の受領月の翌月末日（金融機関休業日の場合は前営業日）までに、SBPS が指定する金融機関の口座に振り込むものとします。
4. 前項の定めにかかわらず加盟店が収納代行のサービスを利用する場合には、SBPS は、第 27 条（収納金額の引渡し）第 1 項に基づく加盟店に対する商品等代金の支払時において、商品等代金から本サービス利用の対価を差し引くことで、対価の受領を行うことができるものとします。ただし、商品等代金の金額が本サービス利用の対価に満たない場合、加盟店は、SBPS に対して、当該不足分を支払うものとします。この場合 SBPS は翌月以降の商品等代金等から当該不足分を差し引く方法により当該不足分を回収することができるものとし、当該方法により回収できない場合、請求書を発行するものとし、加盟店は当該請求書の内容に従い支払うものとします。
5. 前 2 項により加盟店が SBPS に対し本サービス利用の対価を支払う際の振込手数料は、加盟店の負担とします。
6. 加盟店及び SBPS は、協議のうえ別途書面で合意することにより、本サービス利用の対価及び支払方法を変更することができるものとします。

第14条（第三者委託）

SBPS は、本規約の規定に基づいて行う業務の全部又は一部を SBPS の責任において利用契約と同等の義務を課すことにより第三者に委託できるものとします。

第15条（通信及び通信費）

1. 加盟店は、SBPS が指定する方法により、決済システムとの間で通信販売に必要なデータの送受信を行うも

のとします。

2. 前項に定める通信にかかる費用は、加盟店の負担とします。

第16条 (決済システムの中断及び停止)

1. SBPS は、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として 5 営業日前までに文書 (FAX、電子メールを含むものとします) にて通知することにより、決済システムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) 構成機器の保全、拡張、移行の為に必要となるシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) 決済システムと接続している外部提携先機関システムのメンテナンスが実施される場合。
2. SBPS は、次の各号のいずれかに該当する場合、加盟店に事前に通知することなく決済システムを一時的に中断できるものとします。
 - (1) 構成機器及びソフトウェアの障害により、緊急にシステムのメンテナンスを実施する場合。
 - (2) データセンターの障害、接続先金融機関の障害、一般通信回線・ネットワークの障害、その他想定外の範囲外の障害により、決済システムの提供ができなくなった場合。
 - (3) 運用上あるいは技術上、想定外の事由が生じ緊急に決済システムの中断が必要と判断した場合。
 - (4) 天災、地震、動乱、暴動、労働争議等の SBPS の責めに帰さない事由により、決済システムの提供ができなくなった場合。
 - (5) その他本サービスの提供のために SBPS が必要と判断した場合

第17条 (決済システムの障害対応)

1. 決済システムに何らかの障害が発生した場合、SBPS は、障害の状況、復旧までの見込み時間等を速やかに加盟店へ通知するとともに、復旧にあたるものとします。
2. 早期の障害復旧が困難である場合、SBPS は、加盟店の承諾なくサービス復旧に代わる措置を実施する場合があります。

第18条 (過去データの保持)

1. SBPS は、構成機器におけるログ・処理ジャーナル (売上承認をした履歴を含むものとします。以下、「過去データ」といいます) を、SBPS 所定の期間保持するものとします。なお、保持期限を過ぎた過去データは、バックアップを行なった後、構成機器から消去するものとします。
2. SBPS は、保持期限を過ぎた過去データを加盟店へ提示する義務を有しないものとします。

第19条 (免責及び非保証)

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、決済システムの稼働保証の範囲外とし、SBPS は加盟店に対して責任を負わないものとします。ただし、SBPS に故意又は重大な過失が認められる場合は、この限りではないものとします。
 - (1) 決済システムが外部の接続機関 (決済会社が提供するシステムを含むものとします。以下、「外部機関」といいます) と連携するオンライン処理において、外部機関の処理状況、処理の過密、予期しない経路上構成装置の異常により発生したパフォーマンス低下があった場合。
 - (2) 決済システムが外部機関と連携するプロセッシング処理において、外部機関の不具合による通信不可、処理不可があった場合。
 - (3) 決済システムが加盟店より受領したデータの不備による処理の遅延した場合、及びこれにより業務の遅延が発生した場合。
 - (4) SBPS が管理する回線、データセンター回線、お客様環境、第三者環境に生じた事由による通信不可、処理不可があった場合。
 - (5) 構成機器に多重故障が同時期に発生し、第 12 条 (本サービスの内容) 第 6 項第 2 号の定める「二重化構成以上のシステム環境」においても、継続運転ができなくなった場合。
2. SBPS が、データのリストアを伴う重大な障害対応を行う場合、バックアップデータを用いて復旧可能となるデータのレベルは障害発生から最長で 24 時間以内のものとします。
3. SBPS は、本サービスの中断、運用停止等によって、加盟店が損なった情報、利益等について一切保証しな

- いものします。ただし、SBPS に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではないものとしします。
4. SBPS は、加盟店の操作ミスにより生じたデータの修正は行わないものとしします。
 5. 加盟店は、本サービスの利用により加盟店が第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって解決するものとしします。ただし、SBPS に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではないものとしします。
 6. SBPS は、天災地変その他不可抗力により利用契約における SBPS の債務を履行できなかった場合、当該不履行に基づく一切の債務につき免責されるものとしします。

第20条 (差押等の場合の処理)

SBPS は、利用契約に基づき加盟店が SBPS に対して有する債権について、第三者から差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当該債権を SBPS 所定の手続きに従って処理することができるものとし、SBPS は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとしします。

第21条 (届出事項の変更)

1. 加盟店は、SBPS に届け出た住所、氏名・名称、代表者、主たる営業所等に変更が生じたときは、直ちに SBPS 所定の方法によりその旨を SBPS へ通知するものとしします。
2. 加盟店は、以下の各号に該当する事項が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに SBPS に通知するものとしします。
 - (1) 営業の全部又は一部の譲渡、合併、その他経営上の重要な変更
 - (2) 第 45 条 (契約解除) 第 2 項各号の事由
3. 加盟店は、SBPS から本サービスを提供する上で必要となる事項の届出を求められた場合、速やかにこれに応じるものとしします。
4. 加盟店が前 3 項に定める通知を怠った場合、又は通知した情報に誤りがあった場合において、SBPS からの加盟店に対する通知、送付書類等が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
5. 加盟店が第 1 項から第 3 項に定める通知を怠った、又は通知した情報に誤りがあったため、SBPS から加盟店への支払いが遅延した場合、通常支払われるべき時期に支払われたものとみなします。また、加盟店が損害を被ったとしても、SBPS は一切その責任を負わないものとしします。
6. 加盟店は、加盟店のコンピュータシステムを改変する必要が生じた場合には、直ちに SBPS 所定の方法によりその旨を SBPS に通知し、SBPS の承諾のうえで変更するものとしします。
7. 第 1 項から第 3 項の通知がないため、決済システムが加盟店よりデータを正常に受領できなかった場合、SBPS は、加盟店が損なった情報、利益等について、一切の補償をしないものとしします。

第4章 決済支援

第22条 (決済支援)

SBPS は、通信販売において決済手段が利用される場合、本サービスの提供を行うものとし、加盟店は、本規約において SBPS が定める規定を遵守するものとしします。

第23条 (売上承認)

1. SBPS は、利用者が商品等代金の決済のために決済手段の利用を希望した場合、利用者が入力した情報等に基づいて決済会社に対して売上承認を求めるものとしします。
2. SBPS は、前項により決済会社の売上承認を得て、加盟店が売上確定の手続きを行った場合に、利用者からの決済による収納業務を行うものとしします。
3. SBPS は、決済会社の売上承認を得ることができなかった場合には、当該決済手段による利用ができない旨を、加盟店に通知するものとしします。なお、加盟店は、決済会社の売上承認を得ていない又は得ることができなかった場合、当該決済手段による通信販売は行わないものとしします。
4. SBPS は、利用者が決済手段による支払いにより通信販売を行った日から 10 年間、当該事実を記録のうえ

保管するものとします。

第24条（商品等代金の報告）

1. SBPS は、毎月 1 日から末日までの間（以下、「取扱期間」といいます）において売上処理を行った商品等代金の金額等について集計するものとします。
2. SBPS は、翌月 21 日までに、取扱期間の売上処理の内容及び第 13 条（対価）に定める本サービス利用の対価等を記載した報告書（以下、「報告書」といいます）を、加盟店に送付するものとします。
3. 加盟店は、報告書の受領後すみやかに、記載内容を確認するものとします。報告書が送付された月の末日までに連絡がない場合、SBPS は、加盟店が報告書の記載内容を異議なく承認したものとみなします。

第25条（商品等代金の支払いの取消及び返金等）

1. 加盟店は、返品その他により利用者との取引の取消を行う場合又は決済会社との契約により商品等代金の取消を行う必要がある場合、SBPS が指定した方法で SBPS に通知するものとします。
2. SBPS は、前項の通知を受けた場合、決済会社への取消及び返金データの伝送処理を行うものとします。なお、SBPS は、SBPS と決済会社との間の契約により決済会社への取消及び返金データの伝送処理を行う必要がある時には、前項の通知の有無にかかわらず、決済会社への取消及び返金データの伝送処理を行う場合があるものとします。
3. 加盟店は、返金データの伝送処理後の商品等代金の返金、その他取消及び返金に関する処理については、決済会社の定めに従い加盟店自身において実施するものとし、SBPS は、商品等代金の取消について前項以外の処理は一切行わないものとします（収納代行を行う場合においても同じとします）。

第26条（収納代行）

SBPS は、加盟店から本サービスとして収納代行の利用を希望する旨の申出があり、これを特に認めた場合に限り、本サービスとして商品等代金の収納代行を行うものとします。

第27条（収納金額の引渡し）

1. SBPS は、前条に基づき商品等代金の収納代行を行う場合、報告書記載の商品等代金について、報告書記載の日時までに、第 13 条（対価）の対価を控除のうえ、加盟店の指定する口座に振込んで支払うものとします。なお、振込手数料は SBPS の負担とします。
2. SBPS は、第 13 条の対価以外であっても、加盟店に対し金銭債権（利用契約に基づくものであるか否かは問わないものとします）を有している場合には、当該金銭債権の弁済期以降であればいつでも当該金銭債権を商品等代金の支払債務と対当額で差し引くことができるものとします。
3. SBPS は、決済会社から支払いがなされなかった商品等代金について責任を負わないものとし、加盟店は決済会社との間の契約に基づき、加盟店と決済会社の間で解決を行うものとします。

第5章 不正配送先情報サービス

第28条（不正配送先情報サービスの目的）

1. 加盟店は、通信販売において利用者に商品等を販売又は提供するにあたり、不正使用者を除外するためにのみ、不正配送先情報サービスを利用することができるものとします。
2. 不正配送先情報サービスは、通信販売における不正使用被害を拡大させないために、不正使用情報を参考として SBPS が提供するものであり、加盟店は、次に掲げる事項についてあらかじめ承諾するものとします。
 - (1) 不正配送先情報サービスの不正使用情報に合致しなかった場合でも、真正利用を保証するものではないこと。
 - (2) 不正配送先情報サービスの不正使用情報に合致した場合でも不正使用を保証するものではないこと。

第29条（申込、承諾）

1. 不正配送先情報サービスの契約の申込を希望する者は、本規約を承諾の上、必要な事項を記載した SBPS 所定の申込書を、SBPS に提出して申込を行うものとします。
2. 不正配送先情報サービスに関する契約は、前項の申込に対し SBPS が承諾したときに成立するものとします。

第30条 (申込の拒絶)

1. SBPS は、次の各号に該当する場合には、不正配送先情報サービスの申込を承諾しないことがあるものとします。
 - (1) 不正配送先情報サービスの提供又は不正配送先情報サービスに係る装置の保守が、技術上著しく困難なとき。
 - (2) 不正配送先情報サービスの利用希望者が第 35 条 (不正配送先情報サービス利用の停止) に該当するとき。
 - (3) 申込書に虚偽の事実を記載したとき。
 - (4) 不正配送先情報サービスの利用希望者が SBPS 又は不正配送先情報サービスの信用を毀損するおそれがある態様で不正配送先情報サービスを利用するおそれがあるとき。
 - (5) 不正配送先情報サービスの履行上又は技術上著しい支障があるとき。
 - (6) 不正配送先情報サービスの利用希望者が不正配送先情報サービスの利用者として不適切と SBPS が判断したとき。
2. 前項の規定により、SBPS は、不正配送先情報サービスの申込を拒絶する場合、SBPS の定める方法によりその旨を不正配送先情報サービスの利用希望者に通知するものとします。

第31条 (不正配送先情報サービスの適用範囲)

1. 加盟店は、以下の全てを満たす場合にのみ、不正配送先情報サービスを利用することができるものとします。
 - (1) SBPS が定めた不正配送先情報サービスの運用方法に則した利用であること。
 - (2) SBPS が定めたカード発行会社との取引であること。
 - (3) SBPS に対し、クレジットカードの売上を継続的に計上している期間内での取引であること。
 - (4) その他 SBPS が定めた不正配送先情報サービスの目的、本規約に則した取引であること。
2. SBPS は、不正使用情報を以下のとおり取扱うことができるものとします。
 - (1) 通信販売において、不正使用被害を拡大させないために、SBPS は、所定の方法で加盟店に不正使用情報を提供できること。
 - (2) 不正使用情報の不正配送先情報サービスへの登録 (保存) 期間は、不正使用の犯罪動向、取引実態等に基づき、SBPS の判断で定めることができること。
3. 不正配送先情報サービスは、SBPS 所定の申込書にて申込み、承認された加盟店が利用できるサービスであり、加盟店であっても、不正配送先情報サービスの未申込先については情報提供できないものとします。なお、不正配送先情報サービスを利用する加盟店は、他の加盟店からの情報提供の申し出があっても、受けてはならないものとします。ただし、SBPS が認めた場合には、この限りではないものとします。
4. 不正配送先情報サービスは、通信販売にて加盟店に商品等を販売又は提供するにあたり不正使用者を除外するためのサービスであり、それ以外の目的で利用することはできないものとします。特に、クレジットカード決済以外の決済手段での本サービスを利用してはならないものとします。

第32条 (遵守事項)

1. 加盟店は、次の事項を遵守するものとし、加盟店の従業員に対しても、遵守させるものとします。
 - (1) 不正配送先情報サービスを通して接続されるコンピュータその他の電気通信設備及びネットワークに損害を与える、又はこれらの設備の運用を妨げる行為を行わないこと。
 - (2) SBPS 又は他の加盟店に損害又は不利益を与える行為 (コンピュータウイルスに感染しているおそれのある媒体又は情報内容の送付などセキュリティを侵害する行為を含むがこれに限定されないものとします) 又はそのおそれのある行為を行わないこと。
 - (3) 不正配送先情報サービスにより確保された SBPS の設備・リソース (サーバのディスク領域等) を第三者に転貸したり、若しくは個人的なデータの保管等に利用してはならないこと。

- (4) 個人情報、法令等に基づいて厳正に管理するものとし、目的外の利用及び漏洩をしてはならないこと。この場合、CSV ファイル、その他の電子データの管理・他法人・店舗の顧客への活用を禁ずることが含まれるものとし、
2. 加盟店は、SBPS の定める一定期間内に前月分の不正配送先情報サービスの利用状況につき、SBPS 所定の方法にて、報告するものとし、なお、報告内容について SBPS から照会を行った場合には、速やかに回答を行うものとし、
3. 加盟店が第 1 項各号及び前項のいずれかに違反する行為を行った時は、SBPS は何ら通知、催告を行うことなく加盟店からのアクセスが行われないように必要なアクセス制御を行うことができるものとし、

第33条 (責任制限)

1. 加盟店は、自己の責任において不正配送先情報サービスを利用するものとし、SBPS は、不正配送先情報サービスの利用に際して加盟店に損害が生じた場合であっても、いかなる責任も負わないものとし、
2. SBPS は、加盟店が不正配送先情報サービスを利用することにより、加盟店と第三者との間で生じた紛争等について、いかなる責任も負わないものとし、
3. 加盟店は、不正配送先情報サービスを利用する場合、常に最新情報を利用することとし、古い情報については保有せず、必ず洗替えをし、利用するものとし、この場合において、当該処理をせず、加盟店と第三者の間で生じた紛争等について、SBPS は、いかなる責任も負わないものとし、
4. SBPS は、第 34 条 (不正配送先情報サービスの利用の中止) から第 36 条 (不正配送先情報サービスの変更又は廃止) に基づき、不正配送先情報サービスの提供を中止、停止、廃止したことにより、加盟店に損害が生じた場合であっても、本規約に特段の定めがない限り、いかなる責任も負わないものとし、

第34条 (不正配送先情報サービスの利用の中止)

SBPS は、SBPS の判断により、加盟店に対し事前の予告無く不正配送先情報サービスの提供を中止する場合があります。この場合において、加盟店に損害が発生しても、SBPS に故意又は重大な過失なき限り SBPS はその責を負わないものとし、

第35条 (不正配送先情報サービスの利用の停止)

1. SBPS は、加盟店が次の事項に該当する事由があるときは、不正配送先情報サービスの提供を停止する場合があります。この場合において、加盟店に損害が発生しても、SBPS はその責を負わないものとし、
 - (1) 違法又は明らかに公序良俗に反する態様において不正配送先情報サービスを利用した場合
 - (2) SBPS が提供する不正配送先情報サービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において不正配送先情報サービスを利用した場合
 - (3) 第 30 条 (申込の拒絶) に該当することが判明した場合
 - (4) 第 21 条 (届出事項の変更) の規定に違反した場合
 - (5) その他、SBPS が利用停止の必要があると判断した場合
2. SBPS は、前項により不正配送先情報サービスの提供を停止するときは、加盟店に対し、予めその理由及び期間を SBPS 所定の方法により通知するものとし、ただし、緊急時又は SBPS 判断によりやむを得ないときは、この限りではないものとし、

第36条 (不正配送先情報サービスの変更又は廃止)

加盟店は、SBPS の都合により不正配送先情報サービスの全部若しくは一部を変更又は廃止することがあることに、予め同意するものとし、この場合において、SBPS は、緊急やむを得ない場合を除き、予めその旨を加盟店に SBPS 所定の方法により通知するものとし、

第37条 (不正配送先情報サービスの解約)

加盟店は、不正配送先情報サービスの利用を終了する場合には、サービス終了を希望する 1 か月前までに、SBPS に対し、SBPS 所定の方法で申し出るものとし、

第6章 一般条項

第38条 (秘密保持)

1. 加盟店及び SBPS は、利用契約を履行するにあたり知り得た相手方の業務上、技術上、営業上の秘密等一切の情報（媒体及び手段の如何を問わず、複製物及び二次的資料も含むものとします、以下「秘密情報」といいます）を、利用契約の履行のためにのみ使用するものとします。また、加盟店及び SBPS は、善良なる管理者の注意義務をもって秘密情報を保管・管理するものとし、第三者に開示・漏洩したりしないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に公知又は公用となっていた情報
 - (2) 開示を受けた後、受領者の責めによらず公知又は公用となった情報
 - (3) 開示を受けた時、既に受領者が適法に保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (5) 開示を受けた情報によらず独自に開発した情報
2. 加盟店及び SBPS は、相手方より開示された秘密情報を滅失、毀損、漏洩等することがないよう善良な管理者の注意をもって管理し、当該秘密情報が滅失、毀損、漏洩等する事態が発生した場合には、その一切の責任を負うものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、裁判所の命令その他公的機関による法令に基づく開示の要求に応じる場合はこの限りではないものとします。この場合において、加盟店又は SBPS は、相手方に対して通知することについて法令等で制限がある場合を除き、原則として、開示に先立ち、相手方に対して開示要求がなされた旨を書面により通知するものとし、開示される秘密情報の範囲を必要最小限に努めるものとします。
4. 本条第1項の規定にかかわらず、加盟店及び SBPS は、利用契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自社の役員（執行役員を含むものとします）、従業員（雇用の形態を問わないものとします）、顧問弁護士、公認会計士（以下、総称して「従業員等」といいます）に、利用契約に基づいて行う業務の履行に不可欠な範囲に限り、相手方の秘密情報を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく開示することができるものとします。この場合に、加盟店及び SBPS は、従業員等に対し、利用契約と同等の義務を負わせかつその一切の責任を負うものとします。
5. 加盟店及び SBPS は、利用契約が終了した場合又は相手方の指示、要求がある場合には、その指示、要求内容に従い秘密情報の返却又は廃棄その他の処分を行うものとします。

第39条 (個人情報の保護)

1. SBPS は、本サービスを提供（決済における不正取引を検知するために利用する場合を含むものとします）するために必要な範囲内で、利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第2条第1項に定める個人情報をいいます）、その他利用者の氏名・住所等個人を識別可能な情報、支払いに必要な決済手段の情報、利用者の支払いの履歴、利用者のデバイス情報等（以下、総称して「個人情報」といいます）の個人情報を使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。また、SBPS は、当該個人情報を厳重に管理し、従業員等による不当な複製又は持ち出しが不可能な体制を構築しなければならないものとします。
2. 加盟店は、利用者の個人情報を取得、管理する場合は関連法令を遵守するものとし、また、当該個人情報を厳重に管理し、従業員等による不当な複製又は持ち出しが不可能な体制を構築しなければならないものとします。
3. 加盟店は、その管理する個人情報又は個人情報を含むデータベースへの不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩があった場合、直ちに SBPS に報告を行い、SBPS の指示に従うものとします。
4. SBPS は、加盟店から委託を受けて管理している個人情報又は個人情報を含むデータベースへの不正アクセス、紛失、改ざん、漏洩があった場合、直ちに加盟店に通知を行うものとします。
5. 加盟店又は SBPS による第三者への個人情報の提供は、当該利用者が同意している場合又は業務上必要が

あり当該利用者等の保護に値する正当な利益が侵害されるおそれのない場合であつて相手方の同意がある場合、ならびに各種法令の規定により提出を求められた場合及びそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合に限るものとし、提供に際しては守秘義務について十分配慮するものとし、

6. 加盟店及び SBPS は、本条に違反することにより相手方又は利用者に損害を生じせしめた場合には、相手方又は利用者が被った損害を賠償するものとし、
7. 加盟店は、本サービス（決済における不正取引を検知するために利用する場合を含むものとし、）を利用するにあたり、第1項に定める利用者の個人情報を取得することについて、通信販売実施の前に利用者への説明等、必要となる措置を講じた上で利用者の同意を得るものとし、

第40条（加盟店情報の取得・保有・利用）

1. 加盟店、利用契約の申込者及びその代表者（以下、これらを総称して「加盟店等」といいます）は、SBPS による加盟店等との取引に関する審査（以下、「加盟審査」といいます）、その後の加盟店等管理及び取引継続に係る審査、加盟店規約に基づく業務遂行、SBPS が提供する商品・機能その他のサービスの案内、商品開発若しくは市場調査のために、加盟店等に係る次の情報（以下、これらの情報を総称して「加盟店情報」といいます）を SBPS が適当と認める保護措置を講じたうえで SBPS が取得・保有・利用することに同意するものとし、
 - (1) 加盟店等の商号（名称）、所在地、郵便番号、電話（FAX）番号、代表者の氏名、性別、住所、生年月日、自宅電話番号等、加盟店等が SBPS に届出た情報
 - (2) 加盟店等の申込日、契約日、契約終了日及び加盟店等と SBPS との取引に関する情報
 - (3) 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項に関する情報
 - (4) SBPS が加盟店等又は公的機関から適法かつ適正な方法により取得した加盟店等の登記簿謄本、住民票、納税証明書等の記載事項に関する情報
 - (5) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている加盟店等に関する情報
 - (6) 公的機関、消費者団体、報道機関等が公表した加盟店等に関する情報及び当該内容について SBPS が調査して取得した情報
2. 加盟店は、SBPS が利用契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等及び SBPS 所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することに同意するものとし、
3. 加盟店の代表者は、SBPS に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、SBPS 所定の方法により、代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとし、
4. 加盟店の代表者は、SBPS に対し、次の手続きにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとし、
 - (1) 加盟店の代表者は、以下に連絡するものとし、
SB ペイメントサービス株式会社 個人情報管理窓口
住 所：東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー14階
代表取締役：榛葉 淳
E-mail：privacy@sbpayment.jp
 - (2) SBPS は、前号の連絡があった場合、開示請求手続に必要な事項（受付方法、必要な書類等）を通知するものとし、
5. 万一、SBPS が保有する加盟店情報の登録内容が真実ではないことが判明した場合、SBPS は、速やかに訂正又は削除の措置をとるものとし、
6. SBPS は、加盟店等が利用契約の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は本条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合、利用契約の締結又は本サービスの提供を断ることや、解約等の手続きをとることがあるものとし、
7. SBPS は、SBPS が加盟する加盟店情報交換センターに登録されている加盟店に関する情報を、加盟審査及び契約後の管理のために利用するものとし、

第41条（クレジットカード番号等の取扱いについて）

1. SBPS は、加盟店からクレジットカード番号等の取扱を受託した場合、次のとおり取り扱うものとし、

- (1) 割賦販売法に従いクレジットカード番号等の適切な管理のため必要な措置を講じるとともに、クレジットカード番号等の漏えい、滅失又は毀損を防止するために善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
 - (2) クレジットカード番号等の適切な管理のため、実行計画に掲げられた措置またこれと同等の措置を講じるものとします。なお、SBPS がクレジットカード番号等の取扱いを第三者に委託した場合、当該第三者に対し、実行計画に掲げられた措置を講じさせるものとします。
 - (3) 前項の規定にかかわらず、加盟店は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、SBPS が講じる措置が実行計画に掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他不正利用を防止するために特に必要があるときには、その必要に応じて当該方法又は態様の変更をもとめることができ、SBPS はこれに応じるものとします。
2. 加盟店は、SBPS におけるクレジットカード番号等の取扱いの状況について、定期的に又は必要に応じて確認するとともに、必要に応じてその改善をさせる等、必要かつ適切な指導及び監督を行うことができるものとします。
 3. SBPS は、加盟店から取扱いを委託されたクレジットカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、割賦販売その他関係法令に定める事項について、直ちに加盟店に対してその旨を報告するとともに、事実関係や発生原因等に関する調査ならびに二次被害ならびに再発を防止するための計画の策定等の必要な対応を行い、その結果を加盟店に報告するものとします。
 4. 加盟店は、SBPS が取扱いを委託されたクレジットカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、SBPS に対し、原因究明のための調査（事故に係るクレジットカード番号等の特定を含むものとします）を行い、調査結果を加盟店に通知するよう指導できるものとします。
 5. 加盟店は、SBPS が取扱いを委託されたクレジットカード番号等につき、漏えい、滅失若しくは毀損し又はそのおそれが生じた場合、SBPS に対し、再発防止のために必要な措置を講ずることについて指導することができるものとします。
 6. SBPS が、クレジットカード番号等の取扱いに関し、割賦販売法その他関係法令に定める調査を行う権限及びカード番号等の適切な管理が図られるよう、指導その他必要な措置を講じることができる権限を決済会社が有することを確認するものとします。
 7. 加盟店は、SBPS が前6項に定める事項のうち1つでも違反した場合、利用契約を解除できるものとします。

第42条（遅延損害金）

加盟店及び SBPS は、利用契約に定める債務の支払いを遅延した場合は、当該債務の金額に対して、支払期日の翌日から起算し、実際に支払いのあった日まで年利率 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は年 365 日の日割り計算とします。

第43条（地位の譲渡等の禁止）

1. 加盟店は、利用契約上の地位を移転し、又は利用契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は第三者の担保に供してはならないものとします。
2. SBPS は、加盟店に対して、3ヶ月前までに文書で通知のうえ、利用契約上の地位の全部若しくは一部、又は利用契約により生じた自己の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡することができるものとします。

第44条（有効期間）

1. 利用契約の有効期間は、利用契約の成立の日から翌年 3 月 31 日までとします。ただし、期間満了の 6ヶ月前までに加盟店又は SBPS のいずれからも特段の申し出がない限り、利用契約は自動的にさらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。
2. 前項の定めにかかわらず、加盟店又は SBPS は 6ヶ月前までに相手方に対し書面で通知することにより利用契約を解除できるものとします。
3. 加盟店は、前 2 項の規定により SBPS に対して利用契約の終了又は解除の通知をした場合であっても、第 13 条（対価）の規定に従い、SBPS に対して利用契約の終了又は解除の日までに発生する本サービス利用

の対価を支払うものとします。

第45条 (契約解除)

1. 加盟店及び SBPS は、相手方が、利用契約の履行を怠った場合、合理的な期間を定めて催告のうえ、利用契約を解除することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、加盟店及び SBPS は、相手方に以下の事項に該当する事由が生じた場合、何ら催告することなく直ちに利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 営業の取消、営業停止等の処分、支払停止、支払不能、租税滞納処分又は会社更生、破産、民事再生手続、その他特別清算若しくはこれらに類する手続開始の申立てのあった場合。
 - (2) 第三者より強制執行、仮差押、仮処分又は競売の申立てがあった場合。
 - (3) 手形又は小切手が不渡りになった場合。
 - (4) 資産状況が悪化したと判断すべき合理的な事由が発生した場合。
 - (5) 解散、合併、分割又は事業の全部若しくは重要な一部を譲渡した場合。
 - (6) 加盟店が個人であるときは、死亡した場合、又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合。
 - (7) 加盟店が所在地又は住居を日本国外に移転した場合。
 - (8) 加盟店が届出た連絡先において SBPS から加盟店に対する連絡がとれない場合。
 - (9) 法令に違反し、利用契約の履行に支障をきたすおそれが生じた場合。
 - (10) 相手方が自己の信用を失墜させる行為を行ったと判断した場合。
 - (11) 利用契約の申込時及び第 21 条 (届出事項の変更) の変更時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
 - (12) 相手方の営業又は業態が公序良俗に反すると判断した場合。
 - (13) 相手方の支払いが延滞した場合。
 - (14) 加盟店が決済会社との間で締結した契約に違反した場合、又は決済会社との間で締結した契約における解除事由に該当した場合。
 - (15) 加盟店が決済会社との間で締結した契約の変更若しくは終了又は加盟店と決済会社間において紛議の発生等があり、SBPS が本サービスの提供が困難と判断した場合。
 - (16) 加盟店が、1 年以上、継続して通信販売を行っていない場合
 - (17) 行政機関から行政処分を受けた場合。
 - (18) 本規約に付随する特約が適用される場合には、当該特約の規定に違反した場合。
 - (19) その他本サービスの利用者として不適当と SBPS が判断した場合。
3. 加盟店及び SBPS は、前 2 項により利用契約の全部又は一部が解除された場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。

第46条 (反社会的勢力の排除)

1. 加盟店及び SBPS は、相手方に対し、自己及び自己の代表者、役員その他実質的に経営を支配していると認められる者が、現在、次の各号のいずれ (以下、本条において「暴力団員等」といいます) にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者
 - (4) 暴力団準構成員
 - (5) 暴力団関係企業
 - (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - (7) その他前各号に準ずる者
2. 加盟店及び SBPS は、相手方に対し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 加盟店及び SBPS は、相手方に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 詐術、暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
 4. 加盟店及び SBPS は、自己の委託業者（委託契約が数次にわたるときには、そのすべてを含むものとし、以下本条において同じとします）が第 1 項各号及び第 2 項各号に該当しないことを確約し、将来も該当しないことを確約するものとします。
 5. 加盟店及び SBPS は、自己の委託業者（委託契約が数次にわたるときには、そのすべてを含むものとし、以下本条において同じとします）が、暴力団員等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合には、これを拒否し、又は委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を相手方に報告し、相手方の捜査機関への通報及び相手方の報告に必要な協力を行うものとします。
 6. 加盟店及び SBPS は、相手方（委託業者を含むものとし、以下本条において同じとします）が第 1 項又は第 2 項のいずれかの一つにでも該当すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該該当の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとします。また、加盟店及び SBPS は、自らが第 1 項又は第 2 項いずれかの一つにでも該当し、又は該当するおそれがあることが判明した場合、相手方に対し、直ちにその旨通知するものとします。
 7. 加盟店又は SBPS が前 6 項の規定に該当、違反、又は表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、相手方への事前通知なく直ちに本サービスの提供を停止し、利用契約を解除することができるものとします。この場合、利用契約を解除された相手方は、加盟店又は SBPS に対し負担する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
 8. 本条により利用契約を解除した当事者（以下、本条において「解除者」といいます）は、相手方に損害が生じても、何らこれを賠償ないし補償することは要しないものとします。また、当該解除により解除者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとします。

第47条（損害賠償）

利用契約の履行に関し、加盟店又は SBPS が自己の責に帰すべき事由により、相手方又は利用者に損害を与えた場合は、直接の結果として現実に生じた通常の損害を賠償する責任を負うものとします。

第48条（契約終了後の措置及び残存条項）

1. 加盟店は、利用契約が終了した場合は直ちに、利用契約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止するものとします。ただし、契約終了時点で決済会社の売上承認が完了している商品等代金の処理については、利用契約終了後も利用契約の規定が適用されるものとします。
2. 加盟店は、利用契約が終了した場合は直ちに、加盟店サイトに表示している全ての SBPS が定めた標識を撤去し、SBPS から交付された取扱関係書類及び印刷物の一切とともに、SBPS の指示に従って返却又は破棄するものとします。
3. 利用契約終了後といえども、第 11 条（利用者との紛議への対応）、第 13 条（対価）、第 18 条（過去データの保持）から第 20 条（差押等の場合の処理）、第 25 条（商品等代金の支払いの取消及び返金等）、第 33 条

(責任制限)、第 34 条 (不正配送先情報サービスの利用の中止)、第 35 条 (不正配送先情報サービスの利用の停止) 第 1 項、第 38 条 (秘密保持) から第 43 条 (地位の譲渡等の禁止)、第 46 条 (反社会的勢力の排除) 第 7 項・第 8 項、第 47 条 (損害賠償)、本条、第 50 条 (分離可能性) 乃至第 53 条 (協議解決) については、なお効力を有するものとします。

第49条 (電子メールによる通知)

1. SBPS は、本規約で別に定める場合を除き、加盟店に対して行う各種通知 (本規約において書面、文書により行う通知を含むものとします) を、加盟店が予め SBPS に届出たメールアドレス宛に電子メール (以下、「通知メール」といいます) により通知することができるものとします。
2. 前項に基づき通知された通知メールは、SBPS の送信用電子計算機から発信された時点で到達したものとみなすことができるものとします。
3. SBPS から通知された通知メールがデータ化け等により読み出し不能な場合には、加盟店は直ちに SBPS に連絡するものとします。

第50条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された条項のうちの当該無効又は執行不能以外の部分は継続して完全に効力を有するものとします。

第51条 (準拠法)

利用契約は、日本法が適用されるものとします。

第52条 (合意管轄)

利用契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第53条 (協議解決)

利用契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両方で信義誠実の原則に従って協議し、円満に解決を図るものとします。

平成 27 年 4 月 1 日 制定
平成 30 年 6 月 1 日 改定
平成 31 年 1 月 1 日 改定
令和 2 年 3 月 2 日 改定
令和 2 年 7 月 1 日 改定
令和 4 年 4 月 1 日 改定
令和 4 年 11 月 30 日 改定
令和 5 年 2 月 1 日 改定